

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ア 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- イ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ウ その他特に必要があると認められるとき。